

## 韓国の野鳥糞便から鳥インフルエンザウイルスが検出 &一斉点検・報告のお願い



今季  
初

10月7日(木)、韓国忠清南道牙山市及び京畿道安城市にて採取された野鳥の糞便から鳥インフルエンザウイルス(現在のところ高病原性かは不明)が確認されました。

鶏飼養者の皆様には、飼養衛生管理基準の遵守徹底による、発生予防に全力で取り組む必要があります。本病の侵入リスクは規模の大小にかかわらず、100羽未満の飼養者の皆様にもご協力をお願い致します。

以下の7項目について点検をしていただき、毎月10日までに、東部家畜保健衛生所までFAXまたは電話にてご返信をお願い致します。またこの点検は7項目が達成されるまで、毎月報告をお願いいたします。

なお、令和3年10月の点検の回答につきましては、10月14日(木)までにご返信をお願いいたします。

点検項目	出来ている(○) 出来ていない(×)
1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
3 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	
4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
7 ねずみ及び害虫の駆除	
日付:	報告者:

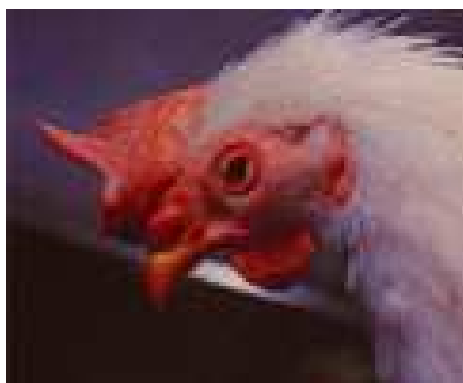
# 予防対策として再度下記事項の確認をお願いします

## 1. 発生予防

- (1)「衛生管理区域」の区画を明確にしましょう。
  - ・区域を出入りする車・人・物は、消毒を徹底しましょう。
  - ・区域に立ち込んだ人を記録し、保存しましょう。
- (2)鶏舎や防鳥ネットの破れを点検し、野鳥を含む野生動物の侵入を防ぎましょう。
- (3)給餌・給水施設や飼料の保管場所にねずみや野鳥などの野生動物の排泄物が入らないようにしましょう。
- (4)定期的に家きん舎と道具の清掃・消毒をしましょう。
- (5)農場出入口や鶏舎周辺の消毒(石灰散布等)をしましょう。

## 2. 早期発見・通報

- (1)毎日の健康状態を観察し、「異状」(下記①～③)が見られたらすぐに家畜保健衛生所に通報しましょう。
  - ①鶏舎ごとの1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均死亡率の2倍以上になった場合。
  - ②家きんに鶏冠・肉垂等のチアノーゼ・沈うつ・産卵率の低下等の症状が見られる、5羽以上の家きんがまとまって死亡又はうずくまっている場合。
  - ③民間獣医師等が行った簡易検査キットや抗体検査による陽性を確認した場合。



沈うつ



肉冠や肉垂の  
チアノーゼ



脚部の  
皮下出血

### 【問い合わせ先】

山梨県東部家畜保健衛生所

電話：055-262-3166 FAX：055-262-3108

夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005

土日・休日の連絡先：090-5544-7868